

日本DPO協会第53回個人情報保護セミナー  
「デジタル・プラットフォームに対する規制と情報  
に対する責任」

講師：中央大学国際情報学部教授・  
大学院国際情報研究科委員長  
小向太郎 先生（当協会顧問）

2026年5月13日（水） 15:00～16:00

挨拶「「プラットフォーム規制の源流」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・個人情報保護委員会初代委員長）

# 堀部 政男 監修『プロバイダ責任制限法 実務と理論』 (商事法務 別冊NBL No.141 2012年)

別冊 NBL / No.141


## プロバイダ責任制限法 実務と理論

—施行10年の軌跡と展望—

堀部 政男 監修

大谷 和子	大村 真一	岡村 久道	北田 暢也
森子 博行	佐伯 仁志	東海林 岳史	鈴木 秀典
堤 謙幸	中野 芳崇	長瀬 貴志	那須井 雅俊
野口 尚志	平野 晋	別所 直哉	町村 泰貴
松浦 伯亮	丸橋 透	ジョン・ミドルトン	森 亮二
森田 宏樹	山下 純司	山本 和彦	山本 隆司

- 第1章 概要・制定前史・制定10年後の検証
- 1 インターネット上の情報流通とプロバイダ責任制限法の制定前史.....堀部政男
- 2 プロバイダ責任制限法の概要——法の概要と制定10年後の検証の概要.....大村真一

 株式会社 商事法務



# 堀部 政男 監修『プロバイダ責任制限法 実務と理論』 (商事法務 別冊NBL No.141 2012年)

- 施行10年の軌跡と展望
- 第1章 概要・制定前史・制定10年後の検証
  - 1 インターネット上の情報流通とプロバイダ責任制限法の制定前史  
.....堀部政男
- 第2章 実務上の運用・対応状況
- 第3章 裁判例の解説
- 第4章 理論的検討
- 第5章 プロバイダ責任等に関する欧米の最新事情
- 第6章 資料

- 堀部政男「プロバイダ責任制限法制定前の10年と制定後の10年」
- (NBLNo.964(2011.11.1))
- I はじめに
- 「プロバイダ責任制限法」と略称されることのある「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年法律第137号)は、2001年11月22日に成立し、同月30日に公布され、2002年5月27日に施行された。
- II 問題の背景
- III プロバイダ責任制限法制定前
- IV プロバイダ責任制限法の制定(2001年)とその後の議論
- V おわりに

# 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情プラ法)

- この法律は、特に影響力の大きい「大規模特定電気通信役務提供者」に適用されます。2025年4月1日施行時点で、Google LLC、LINEヤフー株式会社、Meta Platforms, Inc.、TikTok Pte. Ltd.、X Corp.の5社が指定されています。法律は、従来のプロバイダ責任制限法を改正・再編した形で成立し、正式名称は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」となっています。(総務省資料)
- 情報プラットフォーム法制⇒情プラ法
- 2024年(令和6年)改正「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(情プラ法)(旧プロバイダ責任制限法)